

資料1-1	H20.2.20
障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

平成19年12月28日

未定稿

利用者負担の見直し

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

利用者負担の見直し①〔障害者〕

低所得者の負担軽減

背景

「特別対策」は、利用者負担の軽減に大きな役割を果たしている一方、自立支援法施行前には低所得者の居宅・通所サービスに利用者負担がほとんど無かったことなどに比べると、なお負担感が存在するとの指摘。

対応

低所得1及び2（非課税世帯）の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を更に軽減（平成20年7月実施）。

【1月当たりの負担上限額】

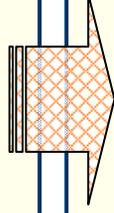
所得階層	通所サービス	居宅サービス
非課税世帯	低所得2 3,750円※ → 1,500円	6,150円※ → 3,000円
	低所得1 3,750円※ → 1,500円	3,750円※ → 1,500円

※ 特別対策後の負担上限月額

世帯の範囲の見直し

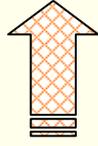
背景

障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分については、現在、住民票上の世帯全体の所得によって判断しているため、障害者本人の所得が低くても、父母等の所得が高い場合には、負担上限額は高い区分となるが、障害者の父母等からの自立に対する意向が強いことを考慮して、このような取扱いを改めるべきとの声



対応

成人の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの所得で判断（平成20年7月実施）。



この結果、父母等の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担上限額が適用されることとなる。

留意点

- ① 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、利用者負担に係る軽減措置の適用の可否を判断する「資産要件」についても、本人と主たる生計維持者である配偶者の資産のみ対象。
- ② 「補装具費」の支給基準及び負担上限額を算定する際の所得段階区分についても、本人と配偶者のみの所得で判断。
- ③ 今回の世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービス費の支給に係る「世帯合算の範囲」についても、本人と配偶者のみが対象。

利用者負担の見直し②〔障害児〕

背景

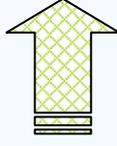
課税世帯の割合は障害児で約8割となっており、「特別対策」実施後もその効果が行き届かない世帯が多いなど、障害児のいる世帯の負担感は依然として強い。また、子育てを支援する観点も含めた支援の必要性も指摘されている。

対応

- ①「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲を拡大
(平成20年7月実施)

(現行) 年収600万円程度まで (※)
(市町村民税所得割額16万円未満)

(見直し後) 年収890万円程度まで (※)
(市町村民税所得割額28万円未満)



障害児のいる世帯の8割以上が軽減措置の対象に

(※) 3人世帯 (主たる生計維持者+被扶養配偶者+障害児) の場合。

対応

- ② 1月当たりの負担上限額の更なる軽減（平成20年7月実施）
 年収890万円程度まで（※）（市町村民税所得割28万円未満）の世帯に
 ついて、居宅・通所・入所サービスに共通して負担上限額を更に軽減。

（※）3人世帯（主たる生計維持者＋被扶養配偶者＋障害児）の場合。

【1月当たりの負担上限額】

所得階層		通所サービス	居宅サービス	入所サービス
課税世帯	年収約600万～ 約890万円程度まで*	37,200円→4,600円	37,200円→4,600円	37,200円→9,300円
	年収約600万円程度まで*	9,300円※→4,600円	9,300円※→4,600円	18,600円※→9,300円
非課税世帯	低所得2	3,750円※→1,500円	6,150円※→3,000円	12,300円※→6,000円
	低所得1	3,750円※→1,500円	3,750円※→1,500円	7,500円※→3,500円

※ 特別対策後の負担上限月額（年収約600万円～約890万円程度までの世帯は、現在、特別対策の対象となっていない。）

* 3人世帯（主たる生計維持者＋被扶養配偶者＋障害児）の場合

平成19年12月28日

未定稿

事業者の経営基盤の強化

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

通所サービスに係る報酬単価の見直し

趣旨

- 1 障害者自立支援法においては、利用者本位のサービス提供を行う観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせ利用することができるよう、サービスの利用実績に応じて報酬を支払う「日額払い方式」としている。
- 2 「日額払い方式」の下、報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、支援等に応じた加算措置を設けるほか、平成20年度までの間、従前の報酬額の9割を保障する激変緩和措置を実施しているところであるが、依然として事業運営に不安を訴える意見もある。

事業者の経営基盤の強化を図る
更なる措置を実施

内容

日額払い方式の影響が大きい通所サービス〔障害者、障害児の双方を含む(※)〕について、報酬単価の設定に係る「利用率」を見直すことにより単価を約4%引き上げる。

〔 ※ 児童デイサービス事業については、支援費制度においても1日あたりの単価により報酬を算定していたことから、今回の利用率の見直しの対象とはならない。〕

通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化

趣旨

- ◎ 利用者の利用促進を図り、事業者の経営基盤を安定させるため、通所サービスにおいて、定員を超えた受入の更なる弾力化を図る。

(※19年度末までの経過措置を20年度末まで延長した上で、定員と実際の利用者数の取扱いを更に弾力化)

内容

- ◎ 次のいずれかに該当するまで、定員を超えて受け入れることを可能とする(定員超過利用減算を行わない)。

【現行】

過去3か月間の平均利用者が、定員の110%を超えること

又は

1日当たりの利用者数が、定員の120%を超えること

【緊急措置(20年度まで)】

過去3か月間の平均利用者が、定員の125%を超えること

又は

1日当たりの利用者数が、定員の150%を超えること